

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（756））
2. 日 時：平成30年3月12日 15時00分～18時00分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

高木安全審査官、関根技術研究調査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他11名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部設備技術グループ 担当 他1名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当

電源開発株式会社：原子力技術部 炉心安全室 担当 他1名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請のうち、燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止等について、説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書関係】

○新燃料及び使用済燃料の取扱いに係る全ての作業及び取扱設備・機器の一覧をまとめた上で、個別に基準規則への対応を示すこと。

○補巻きクレーンについて、可動範囲及び取り扱い重量物等について整理し、二重化の必要性の有無について説明すること。

○ワイヤーを2重化している燃料取扱設備について、片側ワイヤーが切れた際の荷重変動及びその際の安全率の考え方等について定量的に説明すること。

○離隔距離の設定に関し、評価対象機器の構造寸法等と滑り距離との関係についての考え方を説明すること。

○固縛のみの対策で落下物の評価対象として除外しているものがあれば、固縛の方法及び強度等について説明すること。

（3）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書

- ・ 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書
- ・ 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書
- ・ 東海第二発電所 燃料取扱設備，新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書に係る補足説明資料
- ・ 東海第二発電所 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書に係る補足説明資料